

令和3年度12月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和3年 12月21日（火）

13時30分～

場所：邑南町役場 大会議室

出席農業委員 12名（欠席1名）

1 古川 初登	2 三上 孝行	3 大石 幹夫	4 高木 敏彦
5 椿 徹	6 種 克也	7 植田 眞二	8 沖田 浩
9 日野 静則	10 宮本 武		12 玄羽 和幸
13 服部 信彦			

出席推進委員 3名

4 日高 英二	8 北村 豊弘	10 小笠原 三津夫
---------	---------	------------

議事日程

第1 会長挨拶

第2 議案

- ・ 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・ 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・ 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・ 議案第4号 別段の面積の設定について
- ・ 議案第5号 基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第6号 基盤強化促進法第19条による農地中間管理権の取得（農用地利用集積計画の公告）について
- ・ 議案第7号 農地利用最適化推進委員の募集について
- ・ 報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続等の届出について

その他

(1) 事務連絡

(2) その他

会議の概要

<p>議長</p>	<p>定刻になりましたので、邑南町農業委員会の第9回総会をこれより開催したいと思います。</p> <p>(会長あいさつ)</p> <p>それでは今日の議事録の署名人さんなんですが、5番の椿委員さんと6番の種委員さん、よろしくお願いします。</p> <p>それでは議題に入ります。今回は法3条が2件、4条が2件、で5条が6件、別段の面積が1件いうところがありますけども。それでは法3条の、3条関係から審議に入りたいと思います。最初に事務局の方から法3条の関係案件について、上程の提案をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、2件説明させていただきます。1ページをご覧ください。</p> <p>申請番号033-26、農地の所在は和田××、登記地目田、面積3003㎡、同じく和田××、登記地目田、面積754㎡、同じく和田××、登記地目田、面積1645㎡、同じく和田××、登記地目田、面積2069㎡、同じく和田××、登記地目田、面積2878㎡、3条無償の所有権移転です。譲渡人は○○○○、譲受人は●●●●です。</p> <p>続きまして申請番号033-27、農地の所在は高見××、登記地目田、面積56㎡、3条有償の所有権移転です。譲渡人は△△△△、譲受人は▲▲▲▲です。</p> <p>以上2件です。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。それでは担当委員の椿さん、椿委員さんの方からひとつ調査の報告をお願いします。</p>
<p>5番</p>	<p>それでは申請番号033-24、○○○○さんから息子さんへ、3条農地の譲渡申請についてでございます。申請場所は瑞穂地域高原地区、上和田集落にあります。地図を見てもらって上の方に見えるのが農免道で、出店口から入ってすぐくらいのところにあります。譲渡受け人の●●●●さんは農業大学を卒業後、農業経営を始められました。次の、農業次世代人材投資事業、独立自営農業者向けの事業らしいんですけども、これを受けられ各機関から支援やアドバイスをもらわれながら農業経営、農業技術について勉強と経験を積まれております。譲渡人の○○○○さんは長く**に勤務される中、奥さんと水稻やハウスで野菜苗の出荷をされておりました。現在は**を退職され、この●●さんとミニトマトやほうれん草、白ネギなど作付け作物、種類を増やしながら農業をされています。5年間の国の支援事業が終了しようとする中、●●さんに農業経営移譲するため○○さんが所有されている農地の、地目が田の部分はこの度譲与されることになったそうでございます。農地の効率利用、作業従事者の状況、地域との調和の要件などは今までと変わりませんし、その他の3条の許可案件に照らし合わせて問題はないと思いますが、よろしくご審議ください。なお12月の15日に北村さんと現地確認と面談をしております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。北村推進委員さん、お見えになってますか。なにか、補足がありましたら。</p>

推 8 番
議長

いや、補足はございません。どうか承認されますように、お願いを致します。
はい、ありがとうございました。それでは 033-26 番の案件についてこれから審議に入ります。ご意見、ご質問のある方の発言を許可します。

ございませんか。
(意見、質問なし)

ないようですので 033-26 の案件についてこれより採決に移ります。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致をもって許可相当と決定致します。

続いて 033-27 の案件について玄羽委員さん、報告をお願いします。

1 2 番

それでは申請番号の 033-27 の、農地法第 3 条の有償の所有権移転について説明をさせていただきます。申請地は地図の 3 ページになります。地図を見ていただきますと、高見地区の荻原集落というところになります。譲り渡し人は△△△△さん、譲り受け人は▲▲▲▲さんでございます。現地の調査と聞き取りにつきましては今月 19 日に推進委員の小笠原三津夫さんと行っております。で、今回のですね、有償の所有権移転はですね、内容につきましてはですね、前回の 9 月の第 6 回委員会の時に▲▲さんの方がですね、農地振興地域の除外の申請を出されておりますので、その時にお伺いして話を聞いた内容と、今回も同じ内容でございます。といいますのはですね、平成 23 年頃、緑の資源機構がですね、公共工事を行いまして、土地の交換とか水路とかですね、その他いろいろ手続き等を含めて最後まで緑の資源の、資源機構がですね、行うということになっていた訳でございますが、緑の支援機構がですね、公共工事をですね、完結をせずに放置をしていたと、こういうことで、投げ出していたということになりますが、そこで▲▲さんの方が 9 月の第 6 回委員会の中で振興地、農業振興地除外の申請を出されたという訳でございます。それで今回の有償所有権移転の関係ですが、これあの緑の資源機構がですね、公共工事をやってですね、今回の土地の交換とかいろいろなことをやるというその中に入っていたものでありまして、今回緑の資源機構がですね、公共工事を完結せずに放置をしたということの中で今回の所有権移転の申請をせざるを得なかったという形になっておられます。で今回ですね、地図を見ていただきますと、1 号議案のこの農地法の第 3 条、第 4 条、第 5 条、第 5 条の申請を、これも緑の資源機構がですね、最後まで完結するまでやらずに放置していたということの関係で、この 3 条 4 条 5 条の関係についても申請を出さざるを得なかったということでございます。ですから今回、あれですね、申請につきましては 9 月の段階で除外の申請と、申請地除外の申請と別に同時進行でやっているという話もありまして、今回の 3 つの案件、3 条、5 条、4 条と、3 条 4 条 5 条ですね、これが 3 つの案件がそれであろうという風に思っております。それでまあ私としても、それは申請された方もだと思んですけど、工事完結までのチェック機関はなかったんですかと、大変憤りを禁じて得ません。結果的にですね、申請者の方々が被害者という形でですね、本来ならきちっとなっ

	<p>いるものがそういう形にならなかったということで、まあ申請を出さざるを得ないということで。まあ今回の申請を、こうしたことに関わる経費もですね、安価なものではございません。結果的に申請者の方々がですね、被害者のような形になられた、ということには大変お気の毒ということをおっしゃいますので、どうかこの申請につきましてですね、審議の程をよろしくお願いを致します。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。小笠原推進委員さん、お見えになってますか。何か補足がありましたら。</p>
推10番	<p>ありません、よろしくお願いします。こういう時、平米的にはあまり違わないので問題ないと思うんですが、100対1とかの交換であった場合に、固定資産等のトラブルがあった時には私たちはどう説明をさせていただいたらいいのか。</p>
議長	<p>固定資産税でトラブルが発生した場合については、農業委員会としては、</p>
推10番	<p>農業委員会としてはあれですけど、これは交換があった訳ですよ、話をして。それで緑の資源機構が全部やると言っとったのに交換が成立してなかったということで今これが出とるんだと思うんですが。当時のことで、100対1くらいで交換がもし為されていた時に、私たちに質問があった時にはどう答えればいい。どこが固定資産税を穴埋めしてくれるんかとか、その固定資産税は払わなくてもいいようになっているのかとかは、どういう風に私らは答えればいいんですか。</p>
議長	<p>基本的には、これは私の私見なんですけども、基本的にはそういう責務を請け負った推進機構が怠慢であったと、責任を果たしてない訳ですね。ですからここにまず話を持って行って、どうしてくれるんだっていう話で出発するべきじゃないかと思うんですよ。それでもし地域連携機構が取り合わんというようなことになった場合は、いわゆる行政訴訟とか、それから民事訴訟とか、いったような形で裁判と形を最終的には取らざるを得んようになるんじゃないかと思うんですが。これについてはそういう手がありますよということを農業委員会とすれば、まあそういう方法が考えられますよねいうことくらいしかちょっと言えません。介入することはちょっと出来んと思います。仲介することもちょっと出来ない。いうことになろうと思います。</p>
推10番	<p>相談があればまあそちらへ相談してくださいと言わざるを得んいうことですね。</p>
議長	<p>そうですね。それくらいしかちょっと、農業委員会の権限はそこまでは及びませんのでね。それくらいだと思います。</p>
推10番	<p>分かりました。</p>
議長	<p>それじゃあお二人の報告が終わりましたので、これより 033-27 の案件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方、挙手して発言してください。</p>
	<p>ございませんか。 (意見、質問なし)</p>
	<p>9月に除外申請の審議をやったばかりの案件なんで、それ以上、それ以降本日までの間に状況っていうのは二人の報告を聞きますと、情勢が大きく変わったということはないような気がします。ご意見がないようでしたら、採決に移り</p>

事務局	<p>ます。033-27 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。出席委員の全会一致によって本申請を許可相当と決定致します。</p> <p>続きまして法第4条関係です。事務局の方からご報告をお願いします。</p> <p>はい、それでは5ページをご覧ください。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、2件説明させていただきます。</p> <p>まず申請番号034-22、農地の所在は中野××、登記地目田、面積626㎡、申請人は◎◎◎◎です。転用目的は農家住宅、所要面積は土地造成626㎡、農家住宅201.7㎡です。転用理由は申請地を住宅用地として利用したいため、です。この土地は第1種農地です。農用地区域除外済みです。則第33条第4号により許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>続きまして申請番号034-23、農地の所在は高見××、登記地目田、面積30㎡、申請人は△△△△です。転用目的は農家住宅、所要面積は土地造成30㎡、浄化槽1基です。転用の理由は申請地を住宅用地として利用したいため、です。この土地は第2種農地です。農用地区域外です。法第4条第6項但し書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>以上2件です。</p>
議長 9番	<p>はい、ありがとうございました。それでは034-22の案件について、日野委員さん、ご報告をお願いします。</p> <p>それでは農地法第4条、申請番号034-22の案件についてご説明を致します。場所は石見地域の中野、小原迫集落というところにあります。次のページの下の地図を見て、左側の地図を見ていただきますと、上の方に新余勢城橋という道路があります。これは井原方面から矢上方面に向かっての県道浜作線の道路でございます。これをちょっと左へ行きますと、邑南町役場前の道路に通じる道路でございます。そこの途中の、地図がありますが、新余勢城橋から、そして++++、それから100メートルほど矢上方面へ向かった左側にこの現地がございます。さる12月の17日に、◎◎◎◎さん、連絡をお取りしたんですがちょっと現地の方へは立会出来ないということで、この案件についてお世話されております##土地家屋調査士さん、そして上田義憲推進委員さんと3名で現地確認を致しました。この案件につきましては9月に用途変更の申請をされておりました、今回それを転用して農家住宅を、農家住宅用地として利用したいということで、今回◎◎◎◎さんが申請をされております。3人で現地確認を致しまして、チェックシートによって現地確認を致しましたが、別段問題はないという風に上田推進委員さんも言うておられましたので、どうかこの案件についてよろしくお願ひしたいと思ひます。そしてまあ、顛末書も添付されておりますので問題ないと思ひます。以上でございます。</p>

	<p>はい、ありがとうございます。上田推進委員さん、お見えになってますかね。あぁ欠席、はい。それじゃあ 034-22 の案件について、今日野委員さんの方から報告を受けまして、これより審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問がありましたら挙手して発言してください。</p>
10番	これもう、もう現在家は何十年も前に建ってはおるんですよ。
9番	そうです。
10番	まあ昔のことだけえ、そういったことはなしに住宅を作ったということで理解すれば。まあ新たにいうあれじゃあないんですよ。
議長	およそいつ頃、何年くらいにこれを転用した感じか、情報持っておられる？
9番	◎◎さんは現在矢上に嫁いでおられますけど、ここの※※※※さんの娘さんでございまして、昭和 41 年の秋だったと、9月頃からこの土地を取得されて。まあ元々はここに田んぼとか、それだったらしいですけども、そこへお父さんがお家を建てられて、そして両親が亡くなられて現在の、もう今空き家の状態です、それを今度申請地を住宅用地として利用したいために今回申請をされたということに、したいということで◎◎◎◎さんが申請をされたようです。
議長	はい、ありがとうございます。宮本さん、よろしいですか。
9番	はい。
議長	沖田さんは？
8番	いや、今ここは、ちょっと地図見ると※※さんの名前になっとるんで、◎◎さんとどういう関係があるのかなあと。それと地番の、××というのがこの右の図の中にないんで、まあ多分これ黒枠で囲んであるところが××じゃないかと思うんですけど。
事務局	これはですね、元々の土地から分筆して出来た土地でありまして、このシステム上にまだ反映されてないいうところでもあります。この道路に向かってちょっと小さい土地があるんですけども、そこと合わせて1枚だったのを、家部分を分筆して××が出来とるということです。
議長	沖田さん、よろしいですか。
8番	はい、いいです。
議長	他にはございませんか。 (意見、質問なし)
	ないようですので、034-22 の案件について採決を行います。本案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手)
12番	はい、ありがとうございます。出席委員全会一致で許可相当と決定致します。続いて 034-23 の案件、玄羽委員さん、ご報告をお願いします。 申請番号 034-22 の、農地法第4条許可申請についての説明をさせていただきます。現地の聞き取り、現地調査につきましては今月 19 日に、1号議案と同じ日に推進委員の小笠原三津夫さんと伺っております。申請地ですが、これも地図の7ページ、見ていただきますと、この3条4条5条ということで一ヶ所に固まっておりますが、すべて同じ人の申請等々になっておりまして、これも本来です

と緑の資源機構というものがきちんと最後まで工事を完結しておれば今回申請をするということにも至らなかった訳でございますし、地図を見ますと分筆されとる地図になっておりません。申請地は今の住宅が建っております、その奥で工事の方もやられておりますし、緑の資源機構で水路等々もなっておりますし、まあ地図そのものがですね、資源機構が平成 23 年にですね、工事をする前の状態とは、地図とは合致を致しません。それでこの案件についてもですね、緑の資源機構の無責任な放置によって申請をせざるを得なかった状態になったということでございますので。内容にすきましては第 1 号議案と同じ説明ということになりますので、どうか申請者の方々のお気持ちをお汲み取りになりながら、どうかよろしく審議の程、よろしくお願いを致します。

議長
推 10 番
議長

はい、ありがとうございます。小笠原推進委員さん、なにかありますか。ありません。

はい。それでは玄羽さん、続けての報告ありがとうございます。34-23 の案件について、これより審議に入ります。本案件についてご意見、ご質問のある方の発言を許可しますので挙手をして発言してください。

ありませんか。

(意見、質問なし)

ないようですので、これより採決を行います。034-23 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。出席委員全会一致で許可相当と決定致します。続いて法第 5 条関係、6 案件あります。事務局の方から最初にご提案をお願いします。

議長

はい、それでは議案第 3 号、農地法 5 条の規定による許可について、6 件説明させていただきます。

申請番号 035-17、農地の所在は市木××、登記地目田、面積 230 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は□□□□、譲受人は■■■■です。転用目的は駐車場で、申請事由は民泊施設の駐車場がないため整備して駐車場として利用したいため、です。所要面積は土地造成 230 m²、駐車場 230 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域外です。法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。

続きまして申請番号 035-18、農地の所在は高見××、登記地目田、面積 83 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は▲▲▲▲、譲受人は△△△△です。転用目的は農家住宅、申請事由は申請地を住宅用地として利用したいため、です。所要面積は土地造成 83 m²、住宅用地 83 m²です。この土地は第 2 種農地です。農用地区域除外済みです。法第 5 条第 2 項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付をされております。こちら今月の、033-27 の農地と交換となっております。

続きまして申請番号 035-19、農地の所在は上亀谷××、登記地目田、面積 739 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。

	<p>転用目的は事務所、資材置き場で、申請事由は申請地を整地し経営する▼▼▼▼の事務所、資材置き場として利用したいため、です。所要面積は土地造成 739 m²、事務所 50.4 m²、倉庫 21.2 m²、回転場、駐車場 210 m²、廃材、資材置き場 170 m²、重機、トラック置き場 100 m²です。この土地は第1種農地です。農用地区域除外済みです。則第33条第4号により許可出来るものと判断しております。</p> <p>続きまして申請番号 035-20、農地の所在は上亀谷××、登記地目田、面積 500 m²、有償の所有権移転です。譲渡人は▽▽▽▽、譲受人は▼▼▼▼です。転用目的は個人住宅で、申請事由は申請地を整地し個人住宅用地として利用したいため、です。所要面積は土地造成 500 m²、個人住宅 85.7 m²、カーポート 2 台分です。この土地は第1種農地です。農用地区域除外済みです。則第33条第4号により許可出来るものと判断しております。</p> <p>続きまして申請番号 035-21、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積 52 m²、無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は池、申請事由は住宅隣接の申請地を鯉池として利用したいため、です。所要面積は土地造成 52 m²、池 52 m²です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外済みです。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>続きまして 035-22、農地の所在は矢上××、登記地目田、面積 84 m²です。無償の所有権移転です。譲渡人は◇◇◇◇、譲受人は◆◆◆◆です。転用目的は宅地進入路で、申請事由は住宅の進入路として利用したいため、です。所要面積は土地造成 84 m²、進入路 84 m²です。この土地は第2種農地です。農用地区域除外済みです。法第5条第2項ただし書きにより許可出来るものと判断しております。追認の案件ですので顛末書が添付されております。</p> <p>以上6件です。</p>
6 番	
議長	<p>はい、ありがとうございます。それじゃあ 035-17 の案件について、高木委員さん、ご報告をお願いします。</p>
4 番	<p>035-17、民泊施設の横の土地を駐車場に使いたいということで申請が出されております。実はもう、平成9年頃から知らずに無許可で農地を使っていたということです。渡し人の□□さんが、元々市木の民泊として、親御さんと亡くなられた後広島の方に出られて、親戚の■ ■さんがこの土地を利用して民泊施設を作られて、その横の土地を知らずにそのまま駐車場として使っていたというような土地です。場所は市木から田所へ抜ける、裏道の方をずっと入っていく途中になっております。実際には道路沿いなんですけど、アスファルトとかなんとかいうようなことはやってなくて、ただただ野っばらの形での土地がそこにあるということでした。先日日高さんと現地の方確認してきました。以上でよろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。日高委員さん、推進委員さん、何か補足がありましたら。</p>
推 4 番	<p>いえ、ありません。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございます。それでは 035-17 の案件について、これより審議に入ります。ご意見、ご質問のある方、挙手をして発言してください。</p>

	<p>ございませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>ないようですのでこれより採決を行います。035-17 の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。 (全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致での許可相当と決定致します。 続いて 035-18 の案件について、玄羽委員さん、報告をお願いします。</p> <p>1 2 番 それでは申請番号 035-18 の、農地法第 5 条の有償の所有権移転について説明をさせていただきます。これは第 1 号議案のですね、この所有権移転の逆というような格好になりまして、●●●●さんが譲り渡し人で、○○○○さんが譲り受け人となっています、1 号議案の方は○○○○さんの方が譲り渡し人で、●●さんの方が譲り受け人でありまして。これは例の資源機構の時にですね、この土地を交換をされていたということでございますが、それがその通りになっていなかったということでありまして、この案件もですね、緑の資源の無責任放置により申請をせざるを得なかったというものでございまして、説明内容につきましては 1 号議案と同じ説明となりますので割愛をさせていただきます。ただこの、公共事業という風に言われていながらですね、この途中でですね、完結せずに投げ捨てるということで、それをチェックする機関はどこなのかと、やりっ放しでそれでいいのかと、誰が責任を取るのかということになると思いますが、結局責任を取らされたのは、公共工事ということでそういう形でやられました今回の申請者の方々が、いわゆる被害者ということになっておりますので。これはまあ今回の申請のですね、早い案件の申請を認めていただくということで、問題は多くありますがその問題は別に置きまして、こうしたですね、無責任な形で被害を被られた方々のですね、申請を一日も早くですね、次を迎えられるような行動が取れるように、どうかよろしく審議の程をお願い致します。</p>
<p>議長 推 10 番 議長</p>	<p>はい、ありがとうございます。小笠原委員さん。 ありません。</p> <p>はい、それじゃあ 035-18 の案件についてご意見、ご質問のある方の発言を許可しますので挙手の上で発言してください。</p>
<p>1 3 番</p>	<p>ございませんか。 (意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら採決に移ります。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願い致します。 (全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。 続いて 035-19 の案件、服部委員さん、ご報告をお願いします。</p> <p>お願い致します。035-19 についてご説明します。9 月のですね、除外申請の時に話が被るかと思うんですけど、ここの田はですね、例年に渡って耕作放棄になっておりまして、10 年くらい前まではこの場所の知人の方が水稻やっておられたんですけども、その方も 10 年くらい前に亡くなられて、それ以降ですね、荒れ</p>

地という大変ですけど、セイタカアワダチソウが生えるような土地となっております。1年に1回くらいですかね、▽▽さんの方でシルバーセンターの方依頼されて草を刈ってもらったりしよったんですけど、まあなかなか、こちらに来ることもなくですね、お墓の方も向こうの方へ持っていかれたみたいなので、電話で連絡を取るくらいしか関りがなくなっております、まあ地元の人也非常に土地としては困っておった次第でございます。こちらの近所の▼▼さんの方で、自営をされておる資材置き場、事務所が老朽化しているということでこの土地を購入されてですね、こちらに資材置き場と事務所の方ですか、それを作りたいということで。特に9月の時と特に変わったことはございませんが、▼▼さんの方で草刈りを一度されているかなと、まあその時にも草がなっておりますので、変わってることとしてはちょっと草刈りを▼▼さんの方でされたということぐらいで、特に状況は9月の段階と変わっておりません。以上でございます。よろしくお願いを致します。

議長 はい、ありがとうございます。小笠原推進委員さん。

13番 ちょっと今日お休みで。

議長 はい、はい。

13番 日曜日の日に一緒に、▼▼さんの方に行ってお話を聞いて参りました。

議長 はい、分かりました。ありがとうございます。それでは035-19の案件について審議に入ります。ご意見、ご質問のある方、挙手をして発言してください。ございませんか。

(意見、質問なし)

ないようでしたら、本案件についての採決を行います。本件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全会一致で許可相当と決定致します。

続いて035-20の案件について、同じく服部委員さん、ご報告をお願いします。

13番 よろしくお願いを致します。035-20ということで、先程のと同じ説明になるんですけども、ちょっとここです、一度場所の方を、ちょっとご説明を致します。13ページの方に出ております。で、今回の物件は斜線の中央部分で、この斜線より右手側ですね、こちらは**のソーラーになっております。この一帯がソーラー、元ゴルフ場になっております。ちょうどですね、この5条の19の辺りのすぐ隣が竹藪になってます。昔はちょっと畑もあったんですが、放置されて今は竹藪状態で、その上にある道路があるんですけども、道路から右側がすべて**のソーラーのなっておるような形です。場所としてはですね、ここからも、これちょっと北というか上の方へずっと上がれば国道の方に出るような場所ですけど、日当たりははっきり言ってあまりよろしくない、ちょっとしけりっぽい、水稲やられるにしても秋口は稲刈りにはちょっと苦労されていたような場所でございます。今回▼▼さんの方で、番地で言うと××の方に住宅の方を建てられるということで。ちょっとこの上に、++++さんという、ちょっとこちらには人が住んでらっしゃらない家なんですけども、集落排水がそこまで通っています

<p>議長 13番 議長</p>	<p>んで、まあ下水の面も別に特に問題はないし。日陰、周りに田があるんですけども、建物が例えそこに出来たとしてもですね、日陰になるような形にもならないですし、特に角地的なとこなんで、別に水稻、農業関係に関わる障害はないかなと見ております。審議の方よろしくお願いします。</p> <p>はい、ありがとうございました。小笠原推進委員さん。</p> <p>今日はちょっとお休みです。</p> <p>ああ、ごめんなさい。それじゃあ服部委員さんの方からご報告が終わりましたんで、これより審議に入りたいと思います。035-20の案件について、ご意見ご質問のある方の発言を認めますので挙手をして発言をしてください。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようですので035-20番、20の案件について、これより採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。それじゃあ本案件については全会一致で許可相当と決定致します。</p>
<p>7番</p>	<p>続いて035-21の案件、植田委員さん、ご報告をお願いします。</p> <p>はい、そうしましたら今回5条の申請の035-21、またその下の035-22については譲渡人、受け人、場所等が同一ですので一緒に説明をさせていただきます。この場所は地図14ページをご覧ください。浜田作木線上の道路が、柚ノ木谷橋と書いてありますがその線が浜作線に入ります。####から日貫に向かっての、本庁から上がったところになります。####のところから、道路からいきますと約300メートルくらい上がった位置に、本件の案件となります。本件は譲受け人の孫が、この◆◆◆◆さんの右側に新規住宅を建てるということの始まりから分かった次第でございまして、この進入路が昭和55年くらいに◇◇さんとの話で所有権の移動を、口約束等々で話をされてやっておられたそうなんですけども、その登記上が未登記ということで、今回住宅を建てる上で進入路がないということで今回の申請となりました。それで申請は、今年の7月に5条申請が outcome しまして、それで9月に除外申請と、で今回の無償の所有権移転という流れになっています。まあ◇◇さんとの関係も良好ですし、チェックシート等照らし合わせても特に問題ございませんし、申請通り承認したく協議をお願い致します。なお3回目ですので、一応訪問ということで12月15日に小泉推進委員さんと訪問をして話をしたような次第ではございますが、あんまり深くまでは話はしてありませんが、流れは以上のような流れになっております。よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>はい、ありがとうございました。植田委員さんの方からも話がありましたけども、譲り渡し人も譲り受け人も21、22、2案件とも同一人物、しかも土地も地図で見る限りくっ付いとるという、一体性があるということですので、この2案件について、21の案件、22の案件、どちらでも結構ですのでご意見のある方、ご意見ご質問のある方は挙手して発言してください。</p> <p>ございませんか。</p>

	<p>(意見、質問なし)</p> <p>ないようでしたら、一応申請番号が2つに分かれております関係で採決そのものは21と22と別々に行いたいと思います。035-21の案件について、許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。続いて035-22の案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>はい、ありがとうございました。2案件とも全会一致で許可相当と決定します。</p> <p>続いて第4号議案の、農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積の定めについて、事務局の方からご報告をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第4号の、農地法第3条第2項第5号の規定による農業委員会が定める別段の面積について説明させていただきます。この度、空き家付き農地というところで別段の面積1a分の中に原村××と原村××を含めてよいかというところで申請が提出されました。よろしくをお願いします。</p>
議長 5番	<p>これは椿委員さん。</p> <p>この別段の面積の現地調査をするのか知りませんが、一応書いてありましたんで見て参りました。この黒いところに家がございます。地図を見てもらって、その周りに畑があって、これが荒れとるという訳ではないんですけども、作物を作付けはされておられません。そういう状態がございました。そしてもう一つの、広い田の方なんですけども、耕作された様子だったんで、一応誰が今まで耕作されているのか確認して、その人の了解なんかを得とるんだらうかと思って一応話は聞いてみたんですけども、話は聞いている、無償で譲ってやるよとは言われたんですけど自分はいらんということで、結局家の持ち主さんが住宅と一緒に畑と田んぼをお願いしたいということだったと思われまして。</p>
議長	<p>事務局からの報告と、それから椿委員さんからの報告が終わりましたけども、本件について審議に入りたいと思います。ご意見、ご質問のある方の発言を許可しますので挙手をして発言してください。</p>
事務局	<p>すいません、ひとつよろしいでしょうか。16ページの地図なんですけども、農地について、××なんですけども、この囲われているところがちょっと、すいません、違っております。××のひとつ上でございます、場所というところ。大変失礼致しました。差し替えをお送り致します。色塗りをされているのが××になってしまっているというところで、大変失礼致しました。</p>
8番	<p>ちょっと事務局でちょっと聞いてみるんですけども、初歩的なことなんですけども、この変更の理由の下に書いてありますんですけども、別段の面積が1aの区域とありますが、それって2反未満はすべてこの区域に入るという理解でいいですか？</p>
事務局	<p>そうですね。例えば3反あれば、3反というか取得する時に下限面積以下になると取得できないんですけども、空き家付きはその条件を緩和出来るというところで、その下限面積を、1aですね、1a以上あれば取得出来るような区域、条件。3反です、瑞穂であれば3反のところ、30aのところを1aに出来るというところ</p>

	ろです。
8 番	だけえ3反未満の区域が結局この区域に当たる、1 a の区域に当たるいうこと でいいん？
事務局	そうです。そういうことです。
5 番	極端に言ったら0.5 a でもいいってこと？
事務局	0.5 a は駄目です。1 a なので。
議長	最低限が1 a。
5 番	だけえ小さい分の、1 a 以下があってもそいつは家に付けることは出来んと。
事務局	0.5 と0.5 なら1 a になるのでそれは大丈夫です。
5 番	0.5 だったら新たに0.5 いう数字を書かにゃいけんの？0.5 の畑があった場合。
事務局	その空き家に付属する農地を、例えば空き家がありまして、その空き家に付属 する農地、そして別段の面積を設定出来るんですが、その空き家に付属する農地 が例えば0.5、0.6 の2筆あったとすると。
5 番	いっこだったら。
事務局	いっこだったら駄目です。
5 番	だったら家に付けて渡すことは出来ん？
事務局	出来ないです、今のルールで言ったら。
5 番	1 a 以上でないと？
事務局	1 a 以上になります。
5 番	それから3反以下？
事務局	30 a 未満は、はい、瑞穂であれば。
議長	これもう既に空き家に誰か入居されとるん？
事務局	まだです。一応予定はあるということで、この申請が出されております。
議長	これは申請人は誰になるん？
事務局	これは申請人、そうですね、申請人は※※さんという方なんです、今は面積の 設定なので特に申請人どうこうはございません。また次回、3条の申請の時にと いうことです。
議長	他にご意見、ご質問ございませんか。 (意見、質問なし) ないようですので第4号議案の、農業委員会が定める別段の面積の案件につい て採決を行います。本案件について許可相当と判断される委員さんの挙手をお願 いします。 (全員挙手) はい、ありがとうございました。全会一致で許可相当と決定致します。 続いて基盤強化法の第19条関係です。この案件は本総会で1件、2件、3件、 4件、5件、5件かな、6件ですね。集積計画の報告についてが3件と、中間管 理権の取得についてもですが、この2案件については特段のご説明、資料につい ての説明は致しませんので皆さんの方で、各委員さん、書面をよく精査してい ただきまして、ご意見、ご質問がありましたら挙手して発言してください。
8 番	議長これ、ちょっとすいません。今の03-5の案件ですけど、渡し人の**さ

事務局	<p>んの貸し付けがあって、横見ると新規になっているんで、これは現時点で誰かに貸しておられるのが1月1日から##さんになるということでいいんですかね。</p>
8番 議長	<p>その通り、今月いっぱい終了届をもらっておりまして、また1月1日からの新規ということで。違う方への新規、この##さんへの新規となっております。</p>
	<p>はい、分かりました。</p>
	<p>基盤強化法第19条の農地利用集積計画の公告について、この案件、第5号議案ですが、この案件について他にはご質問、ご意見ご質問ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>ないようでしたら本第5号議案について、一括して採決を行います。第5号議案について、ご了承いただける委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございます。全会一致で了承ということに決定致します。</p>
	<p>続いて議案第6号の、農地中間管理権の取得の案件ですが、この案件が本総会では2件提案されております。この案件についてのご意見、ご質問をありましたら受け付けますので挙手して発言してください。</p>
	<p>ございませんか。</p>
	<p>(意見、質問なし)</p>
	<p>それでは第6号議案、本総会では2案件ですけども、一括して採決を行います。本5号議案について許可相当と判断される、ご了承いただける委員さんの挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
	<p>はい、ありがとうございます。全会一致で了承ということで決定致します。</p>
	<p>続いてちょっと飛びますけども、議案第6号ということで、先日、その前の時から話をしてくれとりますが、羽須美地域の丸原推進委員さんの辞職に伴いまして、欠員の補充を行った方がいいだろうと当委員会の決定致しておりますが、その募集要項を事務局の方で用意していただきましたので、各委員さん精査していただきまして、ご意見ご質問がありましたら挙手して発言してください。</p>
事務局	<p>一応募集の期間は、おおむね一か月程度にしますということがありますので、一応明日公示予定で、おおむねということで1月いっぱいにかけてしております。</p>
??	<p>議案は何号ですか？</p>
事務局 議長	<p>すいません、7号でした。ごめんなさい。大変失礼致しました。 募集要項について、皆さんの方からご意見、ご質問。</p>
4番	<p>すいません、一ヶ所どうも意味が通じにくいところが。3の借り入れの、頭辺りですね。またはその執行を受けることがなくなるまでのものでない、と。これがちょっと分かりづらいような気がするんですけど。</p>
事務局 議長	<p>分かりやすい表現を考えてみます。 今の高木さんのご意見については事務局の方で再検討して。他にもございませんか。</p>
2番	<p>この要綱はホームページとか。</p>

事務局	はい、ホームページ等で公表します。それと、あと要綱で定めた申請様式があるんで、あれとあわせて公表致します。
議長	それで、それは羽須美以外は、推進委員さんが一人辞職をしたんで募集がかかるとるよいうくらいで羽須美以外はそれでいいと思うんですけども、羽須美地域についてはホームページで公表するだけで、どうなんだろう。羽須美の3だよな、羽須美の3の地域の方についてはホームページで公表しとるから見てくださいだけではちょっと周知が弱いかもしれん。三上さんが動きにくいかもしれん。
事務局	そうですね。あと、ホームページ等と、あと防災無線、ケーブルテレビというところを予定しているところです。
議長	他にはございませんか。 (意見、質問なし)
	それではないようですので、第7号議案について採決を行います。本案について、賛成していただける委員さんの挙手をお願いします。
	(全員挙手)
	はい、ありがとうございました。全会一致で、事務局の方が先程言いました通り高木さんの方からのご指摘がありました第3条のえの、最後の部分についてちょっと補足していただくと、分かりやすいようにしていただくということを前提条件として、一応本委員会としては了承するという形になります。
	続いて今度は報告ですが、3条の3、相続等による権利移譲について。これについては報告ですので発言していただくことは全く構いませんけども、委員さん各自精査していただいて、ご意見ご質問があれば発言していただいて結構です。
	さっきの緑の資源機構が農地の取得したこと、公共工事の後始末をほぼり出したっていう案件があったんですが、あれはですね、農地のパトロールしたら結構あるんですね。例えば県の河川の改修工事で、用地を買収して分筆はしたんだけど、地目の変換をしていないとか。それから調査はしてたけど法面の下にそのまま残るとるか。公共工事で用地買収して、公共工事の施工主体が分筆なり地目の変換なりする義務があると思うんですが、違うんですか？
事務局	先程から玄羽委員さんのご意見をお聞きしながら、事務的に不適切なところがあったんだろうなと推測はするんですけど、その当時どういう手続きがあって、所有者の方とどういう話し合いがなされたのかが、私はその当時のことが分かりませんのでなんとも言えないとこなんですけども、それぞれ役場の中でもそういう団体との窓口がありますので、今回こういうことがあったということで、それぞれ、農林振興課もしくは建設課になるかと思えますけども、話をしていただいております。ただ、会長さんが今おっしゃったように、事業主体がですね、所有者の方の了解を得てそれぞれ手続きをしていかなければならないとは思っております。会長さんがおっしゃる通りで、玄羽委員さんがおっしゃる通りで、その緑資源機構であれば、緑資源機構であるとか、土地改良連合会であるとか、そういう手続きはきちっと所有者の了解のもとすべきであったという風に思います。ただ、実際のところは分かりませんので、なんとも言えませんが。
議長	全体的にね、町の公共工事、県の公共工事、どこまでか分からないけど国の公

共工事、かなりの部分が、かなりの筆数が地目変換されずに、河川管理道を付けるために用地買収はしてあるんだけど河川管理道の下になっとるのが農地のままで残っとるとか、県道の法面の下が、県が買収しとるはずなんだけどそれがそのまま農地で残っとる、というような例がね、相当数あると思う。で、どっかでね、これは解消仕法というか、作業を始めていかんと、これ邑南町だけでなく全国的にあるんかもしれんけど、ちょっとどうなんだろうかなと、もう収集つかんことになりゃせんかなと。まだ地権者が、元地権者が、事情が分かっとる人が存命の間はまだいいけど、それが亡くなって、特に後継者が地元に住んでないと、いうことになったりするともう全然手が付けられん状態になりそうな気がするんですよ。そこらはちょっと、そろそろっていうかもう手を付けんと、もう間に合わんようになってしまう気がするんですよ。まあまたの機会に、今日明日ということじゃないですけども、ご検討初めていただけるように私の方からもお願いしたい。まあこれは農林振興課だけでなく、建設課とか県の方にも呼びかけしていかんやあいけんかなとは思いますが。

法3条の3について皆さん、相続等による権利移動について、この内容についてご了承いただける委員さんの挙手をお願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございます。法3条の3、報告については全会一致で了承とすることに決定致します。

続いてその他。

(その他)

- (1) 事務連絡
- (2) その他

次回の総会は、1月21日(金)13:30からをお願いします。